

○南砺市移住支援金交付要綱

令和２年４月１日

告示第１０３号

（趣旨）

第１条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成１６年南砺市規則第３６号）第２０条の規則に基づき、南砺市移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（移住支援金の交付）

第２条 市長は、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、富山県と共同して行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住した者が、支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとする。

２ 移住支援金の交付については、この要綱に定めるもののほか、富山県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等の定めるところによる。

（交付対象者）

第３条 移住支援金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、第１号から第３号までに掲げる全ての要件に該当し、かつ、第４号から第７号までに掲げるいずれかの要件に該当するものとする。

（１）移住元に関する要件として、次の全てに該当すること。

ア住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、就業年限を上限（ただ

し、高等専門学校は2年を上限)として、通学期間を本事業の移住元としての対象期間とすることができる。(イにおいて同じ。)

イ住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(2) 移住先に関する要件として、次の全てに該当すること。

ア平成31年4月1日以降に、南砺市に転入したこと。

イ移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

ウ南砺市に移住し、移住支援金の申請日から5年を超えて、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件として、次の全てに該当すること。

ア暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウその他富山県又は南砺市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(4) 就業に関する要件として、次の全てに該当すること。

ア勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

オ上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ当該法人又は就職先に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

ク目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(5) テレワークに関する要件として、次の全てに該当すること。

ア所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イデジタル田園都市国家構想交付金又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(6) 関係人口に関する要件として、南砺市応援市民に登録しており、証明できる活動実績がある者であること。

(7) 起業に関する要件として、1年以内に富山県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

2 交付対象者は、次の各号の全てに該当するときは、世帯の申請をすることができる。

(1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

(4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

(5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(支援金の額)

第4条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(支援金の交付申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）

は、南砺市移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）移住先の就業先の就業証明書（様式第2号）又は就業証明書（テレワーク）
（様式第2号の2）

（2）本人確認書類

（3）第3条第1項に規定する交付対象者の要件に該当することを証する書類

（4）第3条第2項各号の要件に該当することを証する書類（世帯の申請をする場合に限る。）

（支援金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、速やかに南砺市移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、前項の規定を準用し、申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第7条 前条の規定による交付決定を行った申請者に対しては、当該申請から3箇月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

（報告及び立入調査）

第8条 富山県及び市は、富山県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、富山県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第9条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる移住支援金の返還の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当する場合は、当該各号に掲げる移住支援金の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるものとして富山県及び市が認めた場合又は富山県内の他市町村への転居があった場合は、この限りでない。

（1）全額の返還 次のいずれかに該当する場合

ア虚偽の申請等をした場合

イ移住支援金の申請日から3年未満に富山県外の市区町村に転出した場合

ウ移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ富山県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領及び南砺市移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に富山県外の市区町村に転出した場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、富山県と市長が協議して定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和2年1月17日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定した者に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月22日告示第80号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第52号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公表の日から施行する。

附 則 (令和5年6月23日告示第161号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の第4条ただし書きの規定は令和5年4月1日以降の申請に適用する。

附 則 (令和6年4月1日告示第143号)

この告示は、公表の日から施行する。